資　料　２

「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について」を次のように定める。

平成30年7月12日

大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会

「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について」の一部を次のように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現　行 |
| ３．評価方法  ○（略）  ○（略）  ○また、「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上」（「地域貢献等に関する項目」及び「グローバル化に関する項目」を除く）に関する項目については、教育研究の特性への配慮から、専門的な観点からの評価は行わない。  （法第７９条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価結果を踏まえて評価する。）  ○（略）  ４．項目別評価の具体的方法  （1）「教育研究等の質の向上に関する項目」のうち、「地域貢献等に関する項目」及び「グローバル化に関する項目」、「業務運営の改善及び効率化に関する項目」、「財務内容の改善に関する項目」、「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する項目」、「その他業務運営に関する重要項目」、「大阪市立大学との統合等に関する項目」の評価  ○（略）  ①（略）  ②（略）  ③（略）  (２)「教育研究等の質の向上に関する項目」（「地域貢献等に関する項目」及び「グローバル化に関する項目」を除く）の評価  以下（略） | ３．評価方法  ○（略）  ○（略）  ○また、「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上」（「地域貢献等に関する項目」及び「国際化に関する項目」を除く）に関する項目については、教育研究の特性への配慮から、専門的な観点からの評価は行わない。  （法第７９条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価結果を踏まえて評価する。）  ○（略）  ４．項目別評価の具体的方法  （1）「教育研究等の質の向上に関する項目」のうち、「地域貢献等に関する項目」及び「国際化に関する項目」、「業務運営の改善及び効率化に関する項目」、「財務内容の改善に関する項目」、「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する項目」、「その他業務運営に関する重要項目」の評価  ○（略）  ①（略）  ②（略）  ③（略）  (２)「教育研究等の質の向上に関する項目」（「地域貢献等に関する項目」及び「国際化に関する項目」を除く）の評価  以下（略） |

「公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について」は、平成30年7月12日から改正する。